

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令案要綱

- 1 アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とする玉軸受等であつて平成18年8月31日までに輸入されるものについて、その関税の譲許の適用を停止し、関税定率法別表の税率（当該関税の譲許の適用の停止がないものとした場合に協定税率の適用があるものについては、当該協定税率）による関税のほか、別表に定める税率による報復関税を課することとする。（第1条及び別表関係）
- 2 玉軸受等を輸入しようとする者の提出書類を定めることとする。（第2条関係）
- 3 簡易税率適用貨物等について、報復関税を適用しないこととする。（第4条関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 この政令は、平成17年9月1日から施行することとする。